

### 3 労働争議の主要要求事項別の状況

令和4年の「総争議」の件数を要求事項別（複数回答。主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が139件（総争議件数の51.5%）と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項が103件（同38.1%）、「経営・雇用・人事」に関する事項が98件（同36.3%）であった（第5表）。

第5表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総争議					
	件数			構成比		
	令和4年	対前年差	対前年増減率	令和3年	令和4年	令和3年
	件	件	%	件	%	%
計 <sup>1)</sup>	270	△ 27	△ 9.1	297	100.0	100.0
<b>組合保障及び労働協約<sup>2)</sup></b>	<b>103</b>	<b>△ 34</b>	<b>△ 24.8</b>	<b>137</b>	<b>38.1</b>	<b>46.1</b>
組合保障及び組合活動	97	△ 29	△ 23.0	126	35.9	42.4
労働協約の締結、改訂及び効力	12	△ 1	△ 7.7	13	4.4	4.4
<b>賃金<sup>2)</sup></b>	<b>139</b>	<b>△ 11</b>	<b>△ 7.3</b>	<b>150</b>	<b>51.5</b>	<b>50.5</b>
賃金制度	10	△ 3	△ 23.1	13	3.7	4.4
賃金額（基本給・諸手当）の改定	58	3	5.5	55	21.5	18.5
賃金額（賞与・一時金）の改定	39	5	14.7	34	14.4	11.4
個別組合員の賃金額	6	2	50.0	4	2.2	1.3
退職金（退職年金を含む）	7	△ 1	△ 12.5	8	2.6	2.7
その他の賃金に関する事項	42	△ 13	△ 23.6	55	15.6	18.5
<b>賃金以外の労働条件<sup>2)</sup></b>	<b>38</b>	<b>7</b>	<b>22.6</b>	<b>31</b>	<b>14.1</b>	<b>10.4</b>
所定内労働時間の変更	1	0	0.0	1	0.4	0.3
所定外・休日労働	2	1	100.0	1	0.7	0.3
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	8	2	33.3	6	3.0	2.0
その他の労働時間に関する事項	7	3	75.0	4	2.6	1.3
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度・介護休暇制度	1	1	…	-	0.4	-
教育訓練	1	1	…	-	0.4	-
職場環境・健康管理	18	△ 1	△ 5.3	19	6.7	6.4
福利厚生	2	1	100.0	1	0.7	0.3
<b>経営・雇用・人事<sup>2)</sup></b>	<b>98</b>	<b>2</b>	<b>2.1</b>	<b>96</b>	<b>36.3</b>	<b>32.3</b>
解雇反対・被解雇者の復職	47	△ 10	△ 17.5	57	17.4	19.2
事業の休廃止・合理化	4	3	300.0	1	1.5	0.3
人事考課制度（慣行的制度を含む）	8	1	14.3	7	3.0	2.4
要員計画・採用計画	1	1	…	-	0.4	-
配置転換・出向	12	△ 3	△ 20.0	15	4.4	5.1
希望退職者の募集・解雇	6	5	500.0	1	2.2	0.3
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	8	5	166.7	3	3.0	1.0
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	-	-	…	-	-	-
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	5	△ 1	△ 16.7	6	1.9	2.0
その他の経営及び人事に関する事項	15	8	114.3	7	5.6	2.4
<b>その他</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>133.3</b>	<b>3</b>	<b>2.6</b>	<b>1.0</b>

注：主要要求事項の具体的内容については、3頁「表1 主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

- 1) 1労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。
- 2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。